

公益社団法人日本医師会

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

日本医師会では、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ、育つ環境の整備を図ることを目的とした「次世代育成支援対策推進法」に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって全ての職員がその能力を十分に発揮し、少子化の流れを変えるための一助となるために、次の 2 点を一般事業主行動計画の目標として定めました。

1. 目標

- ◇ 子どもの出生時における男性職員の育児休業取得率 100%とする
- ◇ フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数 18 時間未満とする

2. 取組計画

- ◇ 令和 7 年 4 月～：育児休業等の両立支援制度全般の周知
- ◇ 令和 7 年 4 月～：本行動計画の取組みの一環としたノー残業デーの継続

3. 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日